

練学歯発第 53 号

令和 2 年 3 月 31 日

FAX 回覧

練馬区学校歯科医会

会長 草柳 英二

[公印省略]

会員各位

日頃より、学校歯科保健にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染への対応に関して児童生徒健康診断実施の留意点について練馬区教育委員会より **本日午前9時に**、学校医、学校歯科医あてに留意事項が「再発令」されましたので以下にお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。

事務連絡

令和 2 年 3 月 31 日

各学校医、学校歯科医 様

保健給食課長 小林 敏行

(公印省略)

令和 2 年度児童生徒健康診断実施の留意点について

日頃から児童・生徒の感染症対策にご尽力いただきありがとうございます。

4 月から実施予定となっている児童生徒の健康診断ですが、練馬区では下記の感染予防策を講じた上で原則、実施するようお願いいたします。

- (1) 学校医、学校歯科医は、十分な感染対策を講じた上で、診断を行う。
- (2) 発熱等の症状がある児童生徒には参加させない。
- (3) 検査会場は十分な換気を行った上で、健康診断会場には、**クラス単位以上の児童生徒を集めない**。また、健診時の待機者が滞留しないよう工夫する。
- (4) 飛沫感染を防ぐため、検査会場や待機場所で近距離での会話は控える。
- (5) 児童生徒の一人一人の間隔を前後左右概ね 1 m 以上あけた上で検査を実施する。
- (6) 検査会場のドア等、児童生徒が触れる部分に消毒液を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保つ。
- (7) その他、各学校の実態に応じた感染防止策を講じる。

ただし、上記のような体制が整わない学校は、文部科学省の通知のとおり健康診断の日程を **6 月 30 日以降に延期すること** が可能となっております。

今後、学校から日程変更や検査日を増やす等のご相談が、学校医、学校歯科医の先生方にくる場合がございますのでご対応のほどお願い申し上げます。

(担当)

練馬区保健給食課学校保健係

5 9 8 4 - 5 7 2 9